

特定特殊自動車検査

制度所管部局：水・大気環境局自動車環境対策課

1 制度の概要

特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務

2 指定登録基準

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

第26条

2 主務大臣は、前項の登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 特定特殊自動車排出ガスの濃度計その他の器具を用いて特定特殊自動車検査事務を行うものであること。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して3年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定特殊自動車検査事務を実施し、その人数が2名以上であること。

三 登録申請者が、特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定特殊自動車製作等事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第27条で準用する第19条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

二 第23条第4項又は第5項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があること。

3 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成22年10月現在）

(1) 料金

財団法人日本自動車輸送技術協会

- ①日帰り検査の場合 137,550円＋交通機関の実費(2人×往復)
- ②1泊2日の場合 302,400円＋交通機関の実費(2人×往復)
- ③2泊3日の場合 467,250円＋交通機関の実費(2人×往復)
- ④当協会で検査する場合 19,950円

社団法人日本建設機械化協会

- ①依頼者指定場所で検査する場合(1台) 273,000円＋その他費用
- ②施工技術総合研究所で検査する場合(1台) 178,500円

(2) 積算根拠

財団法人日本自動車輸送技術協会

- ①日帰り検査の場合
検査手数料 131,000円＋消費税等 6,550円
- ②1泊2日の場合
検査手数料 258,000円＋宿泊費 30,000円＋消費税等 14,400円
- ③2泊3日の場合
検査手数料 385,000円＋宿泊費 60,000円＋消費税等 22,500円
- ④当協会で検査する場合
検査手数料 19,000円＋消費税等 950円

社団法人日本建設機械化協会

- ①依頼者指定場所で検査する場合のその他費用
 - ・旅費 実費とする。ただし、特定特殊自動車検査事務は2人とする。
 - ・日当 出張1日当たり4,935円(2人、消費税込額)とする。
 - ・宿泊費 1泊当たり25,200円(2人、消費税込額)とする。
 - ・機材輸送費 実費とする。

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成22年10月15日現在)

法人の名称	財団法人日本自動車輸送技術協会
法人の連絡先	東京都千代田六番町6番地勝永六番町ビル Tel:03-3556-2161
指定・登録の時期	平成21年4月27日
指定・登録の理由	法第27条で準用する第19条第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

法人の名称	社団法人日本建設機械化協会
法人の連絡先	東京都港区芝公園三丁目5番地8号 Tel:03-3433-1501
指定・登録の時期	平成21年4月27日
指定・登録の理由	法第27条で準用する第19条第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

特にありません。